

第1回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和2年7月20日(月) 14時00分
第1回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和2年7月20日(月) 13時42分

3. 閉会 令和2年7月20日(月) 15時30分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 菊池	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 泉委員 馬場委員

7. 付議議件

- 議案第1号 会長の互選について
- 議案第2号 会長職務代理の互選について
- 議案第3号 農業委員の議席決定について
- 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第7号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
- 議案第8号 農業委員会法令遵守の申し合わせについて
- 議案第9号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
神矢 拓郎
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 1 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は 16 名中 16 名で農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっており、定数に達しておりますので総会につきましては成立していることを報告させていただきます。</p> <p>議案を 1 枚めくっていただいて、表紙の裏面をご覧くださいと思います。</p> <p>今回は第 1 回目の総会でございますので、農業委員会憲章をみなさんと唱和したいと思っておりますので、私に続いて唱和をお願いします。</p>
全員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて今回の 4 名の方が新任委員となつていただいておりますので、簡単に自己紹介を行っていききたいと思います。</p> <p>事務局から紹介後、左側からその場で結構ですので一言お願いします。</p> <p>(事務局自己紹介)</p> <p>(農業委員自己紹介)</p> <p>議案の日程に入る前に仮議長を選出したいと思います。</p> <p>仮議長の指名につきましては、地方自治法第 107 条を準用いたしまして農業委員の最年長者であります田中委員をご指名させていただきたいと思っておりますがよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>それでは、田中委員席を移動していただき、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>指名され仮議長になりました田中です。</p> <p>会長が選任されるまでの間、よろしくをお願いします。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、泉委員、馬場委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 1 号会長の互選について</p> <p>互選の方法については選挙または選考委員会を設置して決める選択肢がありますが、これまでの慣例に従いまして選考委員会を設置して決めるようにしたいと思います。よろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは選考委員をこちらで指名させていただきます。</p> <p>選考委員に馬場委員、波多野委員、菊池委員、泉委員 4 名の方お願いいたします。</p> <p>別室に移りまして選考の方をよろしくをお願いいたします。</p>

	<p>会長選考までの間、一時休憩といたします。 (一時休憩) 選考が終わったようなので、休憩を解きまして本会議に戻ります。 選考委員長から報告をお願いいたします。</p>
馬場委員	<p>別室にて協議してまいりました、選考委員長の馬場です。 選考委員会で審議した結果、前期に引き続き島田委員に会長をお願いしたいと決定しましたので報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 選考委員長から報告がありましたのでお諮りをいたします。 会長を島田委員とすることで異議ありませんか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは異議なしということで、会長を島田委員にすることで決定いたします。 拍手で承認をお願いいたします。</p>
全員	<p>(拍手)</p>
議長	<p>満場一致の拍手で決定といたします。 これからの議事進行につきましては、島田会長の方でよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>田中委員、仮議長を務めていただきましてありがとうございました。 それでは、ただいま会長に選任されました島田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長 (島田会長)	<p>みなさん改めまして、ただいま選考委員より選出していただきました。会長職として2期目となりますが、1期目は会長としていろいろな研修会や会議に出席して、よくわからないうちに1期が終了したのが本音でございます。 2期目は少し余裕があるのかと思ったら、今度はコロナの影響でいろいろな会議や勉強会が延期や中止になり、こういう影響が最後に玉突き状態で勉強会等が過密状態になるのかと懸念されるところです。 この度4名の新しい委員が来られて、1年目は大変だと思いますけど、慣れてきて2年3年目には自信がついて農業委員としての相談にも乗れるようになると思いますので、がんばっていただきたいと思います。 会長職となりましたが、みなさんどうぞよろしくお願いいたします。 日程3、議案第2号会長職務代理者の互選について 先ほどの会長互選と同様に選考委員会を設置するというところでよろしいでしょうか。</p>

全員	異議なし。
議長	先ほどの選考委員 4 名の方別室で選考をお願いします。 選考の間、一時休憩とします。 (一時休憩) 選考が終わったようなので、休憩を解き本会議に戻します。 選考委員長からの報告をお願いします。
馬場委員	選考委員会で審議をおこなった結果、前期に引き続き菱川委員に会長職務代理をお願いしたいと思いますので報告いたします。以上です。
議長	ただいま選考委員長からの報告がありましたのでお諮りいたします。 会長職務代理者に菱川委員ということで異議ありませんか。
全員	異議なし。
議長	異議なしということで、会長職務代理者は菱川委員とします。 みなさんの拍手での承認をお願いします。
全員	(拍手)
議長	満場一致の拍手で決定したいと思います。 それでは菱川職務代理より一言ご挨拶お願いいたします。
菱川職務代理	前回に引き続き 2 期目の職務代理となり、重責を担います。今後ともよろしくお願いたします。
議長	日程 4、議案第 3 号農業委員の議席の決定について 議席の決定については、これまでの農業委員会総会での慣例により、くじ引きによる方法をとりたいと思いますが、他の提案があれば発言をお願いします。
全員	ありません。
議長	ないようなので議席の抽選について、1 回目で議席を決める方法とくじを引く順番を決めてから再度くじ引きをして議席を決める方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。
全員	1 回目で決める方法でいいです。

議長	<p>それでは1回のくじ引きで議席を決めたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは終了しましたので、改めて議席の抽選結果を報告させていただきます。</p> <p>1番 青柳委員、2番 山口委員、3番 馬場委員、4番 星委員、5番 尾崎委員、6番 田中委員、7番 泉委員、8番 菊池委員、9番 岩井委員、10番 市村委員、11番 波多野委員、12番 菅野委員、13番 佐藤委員、14番 小池委員、15番 菱川代理、16番 島田会長となります。以上です。</p>
議長	<p>ここで一旦休憩とし、農業委員会研修とします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>休憩を解き、本会議に戻します。</p> <p>日程5、議案第4号農地法第18条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農地法第18条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、ウトロ高原1筆、地目畑、面積は11,798㎡、利用権の種類は3条の賃貸借、契約期間は平成31年4月19日から令和2年4月18日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和2年7月1日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程6、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地についてはウトロ高原4筆、地目については記載のとおり、合計面積は19,972㎡、申請の理由は貸人が離農しているため土地を賃貸する。借人が農地を借り受け、経営規模を拡大するとなっております。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分2、関係の土地についてはウトロ高原1筆、地目については記載のとおり、面積は11,798㎡、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないため譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっております。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。</p>

	<p>位置図については同頁記載となっています。</p> <p>現地調査については7月17日(金)田中委員、泉委員、青柳委員で行っています。別紙の農地法第3条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認員、田中委員どうでしたか。</p>
田中委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題ないということで、区分1、2について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>区分1、2について農地法第3条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程7、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分1、関係の土地については字富士1筆、地目畑、合計面積は20,322㎡申請の理由については砂利採取、採取量34,838㎡、転用の概要については記載のとおり、期間は令和2年許可日から令和3年8月31日までとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は7月17日(金)佐藤委員、波多野委員、石川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認員の佐藤委員どうでしたか。</p>
佐藤委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程8、議案第7号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p>

	<p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号1、関係の土地については、字以久科北1筆、地目畑、面積は14,843㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については3,517千円、反当り237千円となっています。</p> <p>番号2、関係の土地については、字三井7筆、地目畑、面積は115,393㎡、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は農地売買支援事業となっています。価格については20,798千円、反当り180千円となっています。</p> <p>位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	番号1、2の所有権の移転関係を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程9、議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてお願いします。</p>
事務局	<p>議案第8号農業委員会の法令遵守の申し合わせについて</p> <p>下記のとおり決議する。</p> <p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。 2、農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 <p>令和2年7月20日、斜里町農業委員会</p>
議長	農業委員会の法令遵守ということで説明ありましたが決議してよろしいですか。
全員	よろしいです。

議長	日程 10、議案第 9 号農地移動適正化幹旋委員の指名について
事務局	<p>議案第 9 号農地移動適正化幹旋委員の指名について</p> <p>幹旋委員の業務につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく売買、賃貸借等の権利設定、農地転用による現地調査など記載の担当地区において、委員のみなさまに実際にこれからご活動していただくこととなります。</p> <p>これにつきましては、斜里町農地移動適正化幹旋事務取扱規定に基づいており、東部、中部、西部の各 3 地区において農業委員会及び JA 斜里町の理事をもって構成することとなっており、各地区の委員につきましては会長が指名することとなっております。農協の理事につきましては、一番右側の調整委員に記載されている委員がそれぞれ農協の理事ということになっております。</p> <p>なお、各地区の委員長及び副委員長につきましては、取扱規定に置いては各地区委員会の互選によるものとしておりますが、それぞれみなさまの出身地区を考慮しながら調整をさせていただきまして案としてこの度お示しをさせていただきましたので、ご協議していただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>伊藤局長から説明ありました、幹旋委員の指名ということでそれぞれ 3 地区あります。委員長、副委員長、委員ということで活動していただきたいと思っております。</p> <p>この指名案でよろしいですか。</p>
全員	異議なし。
議長	<p>異議なしということで、3 地区の幹旋委員を決定します。</p> <p>ここで休憩とし、日程 11 その他、協議・報告事項をお願いします。</p> <p>(一時休憩)</p> <p>本会議に戻し、長時間にわたり第 1 回農業委員会総会を行いました。全体を通して何か質問等ありませんか。</p>
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 1 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 2 年 7 月 20 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 長嶋 武夫

議事録署名委員 泉 寿博